

玄海町木造住宅耐震診断派遣事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地震による既存住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な住宅の整備を促進することを目的として、社会資本整備総合交付金及び佐賀県耐震診断等事業費補助金を活用し、玄海町が行う派遣事業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録建築士 一般社団法人佐賀県建築士会又は一般社団法人佐賀県建築士事務所協会において佐賀県木造住宅耐震診断登録建築士として登録された建築士で、建築士事務所に属する者をいう。
- (2) 派遣事業 住宅の所有者等に対し耐震診断を行う登録建築士を派遣する事業をいう。
- (3) 所有者等 住宅の所有者又はその親族等で町長が住宅の所有者に準ずると認める者をいう。
- (4) 既存耐震不適格建築物 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された一戸建ての住宅（昭和 5 7 年 1 月 1 日に存在していたことが不動産登記簿又は固定資産台帳により確認できる一戸建ての住宅は、昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工された一戸建ての住宅とみなす。）をいう。
- (5) 木造住宅 所有者等が自ら居住するもので一戸建ての木造在来軸組工法又は木造枠組壁工法の既存耐震不適格建築物をいう。ただし、店舗等の用途を兼ねるものを除く。
- (6) 受託者 派遣事業に関する事務の一部を受託した者をいう。

(派遣対象)

第3条 派遣事業の対象となる住宅は、次の各号の全てに該当する住宅とする。

- (1) 玄海町内に所在するもの
- (2) 木造住宅で、既存耐震不適格建築物であるもの
- (3) 他の補助制度等による補助金の交付を受けて耐震診断を行っていないもの

2 所有者等は、次の各号のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 所有者等は、前項各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

4 前項の規定にかかわらず、町税等に滞納がある者は、補助対象者とししない。

(派遣の申込み)

第4条 派遣事業の申込みをする者（以下「申込者」という。）は、耐震診断派遣申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図（方位、道路及び目標となる地物を明示したもの）
- (2) 木造住宅の所有者及び建築時期が分かる書類（建物の登記事項証明書等）
- (3) 前条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書
- (4) 町税等に滞納がないことを証する書類
- (5) 住宅の外観写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前項の耐震診断派遣申込書の提出期限は、町長が別に定めることとし、その提出部数は1部とする。

（派遣依頼）

第5条 町長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、派遣依頼書（様式第2号）により受託者に登録建築士の派遣を依頼するものとする。ただし、派遣事業の対象外と判断したときは、耐震診断派遣対象外通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

（派遣者の決定）

第6条 受託者は、派遣する登録建築士（以下「派遣登録建築士」という。）を決定したときは、耐震診断派遣者決定通知書（様式第4号）を町長に提出するものとし、町長は、当該通知書を申込者に通知するものとする。

（派遣事業手数料）

第7条 申込者は、前条に規定する耐震診断派遣者決定通知書を受領した後、手数料を受託者に支払うものとし、手数料の額は、5,000円とする。

2 受託者は、前項に規定する手数料を受領したときは、速やかに派遣登録建築士を派遣するものとする。

（派遣の取消し）

第8条 町長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条

の規定による決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な行為により第6条の規定による決定を受けたとき。
- (2) 申込者から事情により耐震診断を取りやめるため、耐震診断派遣取消申請書（様式第5号）の提出を受けたとき。
- (3) 申込者が第3条第2項又は第3項の規定に該当することが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により派遣を取り消したときは、耐震診断派遣取消通知書（様式第6号）により申込者に通知するものとする。

（耐震診断の実施）

第9条 派遣登録建築士は、玄海町木造住宅耐震診断派遣事業事務実施仕様書に基づき耐震診断を行うものとする。

（耐震診断結果の報告）

第10条 派遣登録建築士は、その業務が完了したときは、派遣事業完了報告書（様式第7号）に耐震診断結果の報告書を添えて、受託者に提出するものとする。

この場合において、耐震診断結果の報告書については、事前に受託者の審査を受けるものとする。

- 2 受託者は、派遣登録建築士から提出された耐震診断結果の報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、派遣事業完了報告書及び耐震診断結果の報告書に耐震診断結果通知書（様式第8号）を添えて、町長に提出するものとする。
- 3 派遣登録建築士は、前項の審査が完了したときは、申込者に耐震診断の結果を報告し、当該結果について説明しなければならない。
- 4 前項の規定により、申込者に耐震診断結果の説明を行った派遣登録建築士は、当該申込者から耐震診断結果の受領書（様式第9号）を徴するものとする。
- 5 町長は、第2項の耐震診断結果通知書を受領したときは、当該通知書を申込者

に通知するものとする。

(業務報酬の請求及び支払)

第11条 派遣登録建築士は、請求書(様式第10号)に前条第4項に規定する耐震診断結果の受領書を添えて受託者に耐震診断の業務報酬を請求するものとする。

2 受託者が派遣登録建築士に対して支払う耐震診断の業務報酬は、次の表のとおりとする。

耐震診断の業務報酬(図面がある場合)	80,000円
耐震診断の業務報酬(図面がない場合)	120,000円

(取引上の開示)

第12条 派遣事業を実施した所有者等は、派遣事業の対象となった住宅を譲渡し、又は貸与しようとするときは、譲受人又は借借人に耐震診断の結果を開示しなければならない。

(アンケート調査等への協力)

第13条 派遣事業を実施した所有者等は、町が実施する住宅の耐震化の促進に向けたアンケート調査等に協力しなければならない。

(帳簿等の保管)

第14条 受託者は、派遣事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類等を整備し、当該事業完了後5年間保管することとする。

(補則)

第15条 この要綱のほか、事業に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(令和7年3月6日要綱第29号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和8年2月26日要綱第8号)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する